

令和7年第5回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和7年5月12日(月)午後3時10分から午後3時50分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	増田 榮
会長職務代理者	7番	長谷川 貴子
委 員	1番	長崎 光男
	2番	朝倉 友子
	3番	鈴木 憲司
	4番	野村 斗士夫
	5番	川崎 重克
	6番	藤崎 賢治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議案第3号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について

議案第4号 「令和6年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和7年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 小川 浩昭

農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人

7 農地利用最適化推進委員(10名)

八田羽 靖、竹内 邦夫、池田 英治、藤崎 進、麻生 新治、

大見川 正明、後藤 良和、山田 敏文、埜寄 久雄、塩田 一雄

◎開会

午後 3 時 1 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、皆さんお揃いでございますので始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 5 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、3 番鈴木委員、4 番野村委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 4 までについては、譲受人が同一なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 から整理番号 4 までについて、ご説明いたします。

場所については、3 ページをご覧ください。

農地の所在は、整理番号 1 が、南字上耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で、面積は 8 7 5 m²、

整理番号 2 は、西字西耕地、地目は登記簿が原野、現況は田、農振農用地で、面積は 8 7 2 m²他 3 筆で合計 2, 2 1 1 m²、

整理番号 3 は、南字上耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で、面積は 7 6 4 m²、

整理番号 4 は、南字上耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は 5 2 m²で、総合計は 3, 9 0 2 m²になります。

譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請し

たものでございます。

譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので、問題はないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○朝倉委員

現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地の周辺は、水稻が作付けされていて、計画上も同様に行うもので、譲受人は意欲的に水稻を作付けする農家になり、特に問題はないと思われま

す。以上です。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1から整理番号4までについて、一括して採決を行いたいと思

いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（増田榮）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1から整理番号4までについて、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1から整理番号4までについては、許可

することに決定しました。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

続いて、議案第1号 整理番号5について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、2ページ 議案第1号 整理番号5について、ご説明いたします。

場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字大洲、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で、面積は1,983㎡他1筆で合計2,979㎡になります。

譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は4人、申請事由は、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので、問題はないと思われ

ます。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○鈴木委員

現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地の周辺は、水稻が作付けされていて、計画上も同様に行うもので、譲受人は意欲的に水稻を作付けする担い手になり、特に問題はないと思われ

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め

ます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号5については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1、整理番号2、整理番号4から整理番号20までについては、借受人が同一なので、一括して事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、朝倉委員に関連する議案ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、ここで退席をお願いします。

（朝倉委員退席）

○事務局長（小川浩昭）

それでは、5ページ 議案第2号 整理番号1、整理番号2、整理番号4から整理番号20までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1と整理番号2が16ページ、整理番号4から整理番号20までについては、18ページから22ページまでをご覧ください。

すべて、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号1 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,483㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,883㎡です。

次に、整理番号4 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,385㎡他4筆で、合計13,453㎡です。

次に、整理番号5 農地の所在が北字押砂埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,250㎡です。

次に、整理番号6 農地の所在が請方字下三文字、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は2,363㎡です。

次に、整理番号7 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,675㎡です。

次に、整理番号8 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,806㎡他1筆で、合計6,987㎡です。

次に、整理番号9 農地の所在が四ツ谷字反高、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は757㎡他2筆で、合計5,952㎡です。

次に、整理番号10 農地の所在が北字押砂埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,753㎡です。

次に、整理番号11 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,602㎡他1筆で、合計6,669㎡です。

次に、整理番号12 農地の所在が布鎌酒直字中耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,074㎡他19筆で、合計26,457㎡です。

次に、整理番号13 農地の所在が請方字下三文字、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で、面積は836㎡他1筆で、合計1,844㎡です。

次に、整理番号14 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,497㎡他1筆で、合計6,997㎡です。

次に、整理番号15 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,933㎡他5筆で、合計11,562㎡です。

次に、整理番号16 農地の所在が四ツ谷字反高、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は537㎡です。

次に、整理番号17 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は4,094㎡です。

次に、整理番号18 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,890㎡他4筆で、合計6,981㎡です。

次に、整理番号19 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,615㎡他6筆で、合計19,725㎡です。

最後に、整理番号20 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は9,575㎡他3筆で、合計23,126㎡です。

総合計の面積は、150,791㎡になります。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1.5俵又は1俵相当額、もしくは1俵で、期間は、整理番号1と整理番号2については、令和7年5月21日から令和17年5月20日までの10年間となり、整理番号4から整理番号20までは、令和7年5月21日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となっております。

借受人につきましては、地域の担い手でその他法人になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件、地域との調和要件及び農作業常時従事要件については、問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1、整理番号2、整理番号4から整理番号20までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（増田榮）

異議なし、とのことですので、議案第2号 整理番号1、整理番号2、整理番号4から整理番号20までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1、整理番号2、整理番号4から整理番号20までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。朝倉委員は、入室して着席をお願いします。

(朝倉委員着席)

○議長 (増田榮)

続いて、議案第2号 整理番号3及び整理番号21については、借受人が同一なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長 (小川浩昭)

それでは、6ページ 議案第2号 整理番号3と整理番号21について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号3が17ページ、整理番号21は23ページをご覧ください。

すべて、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号3 農地の所在が脇川字下加輪、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は535㎡他19筆で、合計11,699㎡です。

次に、整理番号21 農地の所在が四箇字中耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は294㎡他6筆で、合計4,063㎡です。

総合計の面積は、15,762㎡になります。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1俵相当額又は1俵で、期間は、整理番号3については、令和7年5月21日から令和17年5月20日までの10年間となり、整理番号21は、令和7年5月21日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となっております。

借受人につきましては、地域の認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 (増田榮)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (増田榮)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号3及び整理番号21について、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○議長 (増田榮)

異議なし、とのことですので、議案第2号 整理番号3及び整理番号21について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (増田榮)

挙手全員、よって議案第2号 整理番号3及び整理番号21については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第3号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、24ページ、議案第3号について、ご説明いたします。

本件は、国土調査法に基づき実施している地籍調査事業で、町から農地の地目変更に係る現地確認について、依頼があったものでございます。

具体的には、登記簿上の地目が農地で現況が非農地であると地権者から申し出のあった土地について、現地確認を行い、町に回答をするものです。

今回の調査地区は、布鎌地区の三和、布太及び請方の一部になります。現地確認を令和7年4月15日に、長谷川委員、野村委員、事務局及び都市建設課職員で実施いたしました。

場所については、33ページから35ページまでのA3判の資料をご覧ください。

33ページの太線で囲まれている部分が非農地として申し出があった箇所になり、34ページの太線で囲まれている部分が農地として申し出があった箇所、35ページの太線で囲まれている部分は現況も農地になりますが、登記簿の地目と違うことから現況に変更するというものでございます。

次に、25ページの現地確認一覧表をご覧ください。

33ページの地図で太線で囲まれている土地の筆数が17筆になります。一覧表の左側から5番目の地目の欄が登記簿謄本に記載されている地目です。現地確認を行った結果が、一覧表の右側から2番目の枠の農委回答欄に記載されているものとなります。この17筆につきましては、宅地や公衆用道路などに利用されていたことから非農地として回答するものです。

次に、26ページの現地確認一覧表をご覧ください。

34ページの地図で太線で囲まれている土地が1筆になります。登記簿では墓地となっておりますが、現況は畑として利用されていたことから、農地として回答するものです。

次に、27ページから32ページまでの現地確認一覧表をご覧ください。

35ページの地図で太線で囲まれている土地が登記簿では畑又は田となっておりますが、現況が違っているため現況の農地地目に変更するものが156筆になります。なお、今回の農業委員会の回答は参考意見として求められているものであり、最終的な地目認定は法務局の登記官の判断によることとなります。以上で説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号について、原案のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（増田榮）

次に、議案第4号「令和6年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和7年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、36ページ 議案第4号について、ご説明させていただきます。

この目標の設定等は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、その翌年度に、目標達成状況の点検・評価を行い、その結果を公表するものです。

それでは、36ページ「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」から説明させていただきます。

「1 最適化活動の成果目標」の（1）農地の集積ですが、5年度末の集積率は34.8%となっております。令和6年度の目標集積率37.0%に対して、集積面積の実績が521haとなり、集積率の実績は37.0%となりました。目標の達成に向けた主な活動ですが、担い手農業者への農地の利用集積・集約化の推進を進め、目標どおりの結果となったものです。

続いて、（2）遊休農地の解消等については、令和5年度末の遊休農地面積は、22.2haあり、令和6年度緑区分の解消目標面積は1haとしましたが、緑区分の解消面積の実績は、0.1haでしたが、遊休農地全体の解消した面積は、0.9haが解消されましたが、新たに0.5ha増加してしまい、全体では0.4haの減少となりまして、令和6年度末の遊休農地面積は21.8haとなりました。遊休農地解消の目標達成に向けた活動については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにご協力をいただき、8月から農地利用状況調査を開始し、利用意向調査や農地パトロールなどを行いました。活動に対する評価としましては、遊休農地の解消につながるよう継続的な指導などが必要と考えております。

続いて、（3）新規参入の促進については、目標の同意・公表面積2.1haに対して、実績はありませんでした。

次に、「2 最適化活動の活動目標」の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、目標の月当たり活動日数1日に対して、実績も1日でした。

続いて、（2）活動強化月間については、目標の実施回数1回に対して、実績も1回でした。

続いて、（3）新規参入相談会への参加については、目標の参加回数1回に対して、実績はありませんでした。

次に、「3 点検・評価結果」については、「目標の達成状況の評語の適用方法」に基づいて目標項目ごとに達成状況に応じた点数により当てはめるもので、「目標に対して期待をやや下回る結果」となっております。

次に、37ページ「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について説明します。令和7年4月1日現在の「I 農業委員会の状況」ですが、耕地面積、各種の農家数、農業就業者数などについては、農林業センサス等に基づいた数値となっておりますの

でご確認ください。

次に、農業委員会の体制ですが、当町は、平成28年4月より新制度に基づく体制となっており、農業委員8名、農地利用最適化推進委員10名の体制で活動しております。

次に、38ページ、「Ⅱ最適化活動の目標」ですが、(1)農地の集積 ①現状及び課題については、記載のとおりです。②目標欄をご覧ください。令和7年度の集積面積の目標は、541haとして、新たに20haを集積し、集積率38.4%という計画にしております。(2)遊休農地の解消 ①現状及び課題については、記載のとおりです。②目標欄をご覧ください。

基準年度が令和3年度の固定ですので、昨年と同じ目標になっております。

次に、39ページ、(3)新規参入の促進 ①現状及び課題については、記載のとおりです。②目標欄をご覧ください。

目標面積は、過去3年間の権利移動面積の平均の1割とし、2.1haを目標としております。2 最適化活動の活動目標についても、昨年と同じ目標になっております。

最後に、令和7年度の目標、計画が達成できるよう農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の連携・協力体制が不可欠でありますので、皆様のご協力をお願いします。以上で説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、40ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、41ページから43ページまでをご覧ください。

整理番号1、農地の所在が須賀字屋敷割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,000㎡です。

整理番号2、農地の所在が須賀字鳥喰 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,745㎡他6筆で、合計11,780㎡です。

整理番号3、農地の所在が安食字輪胴 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は6,120㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の

通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

次に、報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、44ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、45ページをご覧ください。

本件は、千葉県地方法務局成田出張所より令和7年3月31日付けで照会があった件について、令和7年4月11日専決処分により回答したものでございます。

農地の所在は、安食字木塚、登記簿が畑、面積が426㎡になります。

令和7年4月11日に川崎委員、事務局で現地調査をしてまいりました。現地は、集落内にある農地になり、敷地内は碎石が均してあり、中央に碎石が積まれている状況でした。航空写真や税務課の課税資料からも過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を「非農地」として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。ありますか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第5回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）
起立、礼、ご苦労様でした。

午後 3 時 5 0 分閉会